

7 割引・減免等

[1] 運賃の割引

※ご利用の際は、必ず手帳を携帯してください。

※適用が異なる場合がありますので、詳しくは各運行会社にお問合せください。

(1) 運賃割引の障がいの区分

① 身体障がい者

第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害の1級～3級及び4級の1 ・聴覚障害の2級、3級 ・上肢不自由の1級、2級の1及び2級の2 ・下肢不自由の1級、2級及び3級の1 ・体幹不自由の1級～3級 ・乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で上肢機能障害1級、2級または移動機能障害1級～3級(1上肢または1下肢のみに運動機能障害がある場合は除く) ・ぼうこうまたは直腸の機能障害の4級を除く内部障害の1級～4級 <p>※ 上記に該当しない障がい者が2つ以上あり、それらの障がいを総合すると第1種に準ずる程度の人でも第1種身体障がい者とされます。</p>
第2種	第1種以外の人

② 知的障がい者

第1種	重度の知的障がい者
第2種	第1種以外の人

(2) 京阪電鉄、JR西日本 身 知

区分	乗車形態	乗車券の種類	割引の対象者	割引率
第1種	単独	普通乗車券(片道101km以上の利用の場合)	本人のみ	5割
	介護者あり	普通乗車券 回数乗車券 急行券(特別急行券・座席指定席は除く)	本人+介護者(1名)	5割
		定期券	本人+介護者(1名) ※本人が12歳未満の場合、 介護者のみ	
第2種	単独	普通乗車券(片道101km以上の利用の場合)	本人のみ	5割
	介護者あり	定期券(本人が12歳未満の場合)	介護者(1名)のみ	5割

(3) 大阪メトロ(地下鉄・ニュートラム) 身 知

区分	乗車形態	乗車券の種類	割引の対象者	割引率
第1種	介護者あり	普通券、回数カード、定期券	本人+介護者(1名)	5割
第2種	介護者あり	普通券、回数カード、定期券 (いずれも本人が12歳未満の場合)	本人+介護者(1名)	5割

(4) 京阪バス **身** **知**

区分	乗車形態	乗車券の種類	割引の対象者	割引率
第1種	単独	普通乗車券、回数券	本人のみ	5割
		定期券	本人のみ	3割
	介護者あり	普通乗車券、回数券	本人+介護者(1名)	5割
		定期券	本人+介護者(1名)	3割
第2種	単独	普通乗車券、回数券	本人のみ	5割
	介護者あり	定期券(本人が12歳未満の場合)	介護者(1名)のみ	3割

※回数券の種類により割引のない場合があります。

(5) 大阪メトロ(バス) **身** **知**

区分	乗車形態	乗車券の種類	割引の対象者	割引率
第1種	単独	現金、回数カード、定期券	本人のみ	5割
	介護者あり	現金、回数カード	本人+介護者(1名)	5割
		定期券	本人+介護者(1名) ※本人が12歳未満の場合、介護者のみ	5割
第2種	単独	現金 回数カード(本人が12歳未満の場合) 定期券(本人が12歳以上の場合)	本人のみ	5割
		介護者あり	現金、回数カード (いずれも本人が12歳未満の場合)	本人+介護者(1名)
			定期券(本人が12歳未満の場合)	介護者(1名)のみ

(6) タクシー **身** **知** **精**

割引の対象者	割引率	利用方法
手帳所持者	1割	乗車時に手帳を提示する。一部の会社で割引が受けられない場合があります。 ※割引証の用紙は、運転手が持っています。(市に用紙はありません) ※高齢者及び重度障がい者が福祉タクシー等の利用した場合の運賃の助成については44ページをご参照ください。

(7) 航空運賃 **身** **知** **精**

区分	乗車の形態	割引の対象者		割引率
		本人 (12歳以上)	介護者 (1名)	
手帳所持者	単独	○	△	航空会社によって異なりますので、詳細については各社にお問い合わせください。 ※精神障がい者保健福祉手帳については顔写真付きのもの及び、搭乗日当日が有効期限内であるものに限る。
	介護者あり	○	○	

(8) 船舶 **身** **知** **精**

船舶会社によって異なりますので、詳細については各社にお問い合わせください。

[2] 有料道路通行料金の割引

(1) 割引の対象

区分		運転者	
		本人	本人以外 (本人が同乗)
身体障がい者手帳	第1種	○	○
	第2種	○	×
療育手帳	第1種	×	○
	第2種	×	×

対象自動車 ※対象者1人 につき1台	障がい者本人が運転する場合 車両の所有者…本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等 ※営業用等の自動車、レンタカー、タクシー、軽トラック及び代車等は対象外
	障がい者本人以外が運転し、障がい者本人が乗車する場合 車両の所有者…本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等 ただし、上記の人が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している人(介護者)も可 ※営業用等の自動車、レンタカー、タクシー、軽トラック及び代車等は対象外
割引額	通常料金の半額 (10円未満は切り上げ)
割引有効期限	申請した日から、2回目の誕生日まで(更新申請の場合は、3回目の誕生日まで) 更新は、有効期限の2ヶ月前から受付を行います。
必要となるもの	・ETCを利用しない場合 ①身体障がい者手帳または、療育手帳 ②自動車検査証(車検証)または、軽自動車届出済証(いずれもコピー可) ③運転免許証(障がい者本人が運転する場合)
	・ETCを利用の場合 ①身体障がい者手帳または、療育手帳 ②自動車検査証(車検証)または、軽自動車届出済証(いずれもコピー可) ③運転免許証(障がい者本人が運転する場合) ④ETCカード(障がい者本人名義のもの※) ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セッアップ申込書・証明書等) ※ETCカード:対象となる障がい者が未成年(20歳未満)で、本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合に限り、親権者または、法定後見人名義も可
窓 口	有料道路ETC割引登録係 受付時間:平日午前9時から午後5時 電話:045-477-1233、FAX:045-475-1110 障がい福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494

[3] 点字郵便物等の減免・減額

内 容	点字郵便物の料金免除 <input type="checkbox"/> 身	点字用紙のみを内容とする郵便物については料金が無料となります。
	特定録音物郵便物の料金免除 <input type="checkbox"/> 身	盲人用の録音物(CD、カセットテープ、レコードなど)又は点字用紙を内容とする郵便物であり、郵便事業株式会社が指定した施設からの差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出される郵便物については、料金が無料となります。
	心身障害者用ゆうメールの料金の減額 <input type="checkbox"/> 身・ <input type="checkbox"/> 知	重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者と図書館法に規定する図書館で郵便事業株式会社に届出のあった図書館との間で図書の閲覧のために発受される冊子としたゆうメール(冊子とした印刷物等)を安い運賃で利用できます。(重量3kgまで)
	点字ゆうパックの料金減額 <input type="checkbox"/> 身	点字のみを掲げた点字図書等を内容とするゆうパックを安い運賃で利用できます。
	聴覚障害者用ゆうパックの料金減額 <input type="checkbox"/> 身	郵便事業株式会社の指定を受けた聴覚障がい者の福祉を増進することを目的とする施設と聴覚障がい者との間で発受されているビデオテープを内容とするゆうパック(重量3kgまで)の運賃が減額されます。
窓 口	守口郵便局 電話:06-6993-1155、FAX:06-6993-7625	

[4] NHK放送受信料の減免

全額免除	「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合
半額免除	①視覚障がい者又は聴覚障がい者が世帯主の場合 ②重度の障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)が世帯主の場合
必要となるもの	①障がい者手帳(知的障がい者は判定書も可) ②印鑑 ※申請書はNHKまたは障がい福祉課にあります。 ※NHKに直接申請することもできます。
窓 口	NHKふれあいセンター 電話:0570-077-077、050-3786-5003、FAX:03-5453-4000 障がい福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494

[5] 電話料金の割引

(1) NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

対象者	身体障がい者で、視覚障がい者又は肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1・2級の人、知的障がい者、精神障がい者
利用方法	104番を利用する場合、「ふれあい案内」と申し出、あらかじめ届けた電話番号と暗証番号をオペレーターに申し出れば『無料』になります。
窓口	NTTふれあい案内申し込み 電話:0120-104-174、FAX:0120-000-104 ※申請書類等郵送

(2) 携帯電話の割引

対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
内容	携帯電話の基本使用料等の割引制度や割安な料金プランが利用できるなどのサービスを行っています。携帯電話会社により割引制度が異なります。
窓口	各携帯電話の取扱店舗又お客様センター

[6] 映画館の割引

対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
内容	大阪興行協会加入の映画館において、割引を行っています。
窓口	生活衛生同業組合大阪興行協会 電話:06-6632-3811、FAX:06-6632-3812

[7] 預貯金等の利子非課税制度

対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
内容	ゆうちょ銀行や銀行の預貯金の利息、信託の収益金や国債、公募地方債の利子が非課税となる制度があります。
窓口	ゆうちょ銀行及び各金融機関

[8] 守口市内の施設使用料等の減免

(1) もりぐち歴史館「旧中西家住宅」入館料の減免

対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者及びその介護者1人
内容	入館料が免除されます。
開館時間	午前10時から午後5時 (休館日)月・火・水曜日、年末年始
窓口	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」 住所:守口市大久保町4-2-26 電話:06-6903-3601

(2) 守口市自転車駐車場

対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
内容	定期利用料金が半額になります。
窓口	守口市内各自転車駐車場

※各種府立施設（博物館、体育館、社会教育施設等）について、入場料・利用料の割引があります。
各施設にお問い合わせください。

[9] その他の便宜

(1) 選挙における投票

内容	投票所で点字による投票、代理投票ができます。また、申出により手話通訳を派遣します。 重度の障がいのため、投票所に行けない人には、あらかじめ郵便等投票証明書を受け、自宅等で投票できる郵便等による不在者投票制度があります。
窓口	守口市選挙管理委員会 電話:06-6992-1784、FAX:06-6998-3577 大阪府選挙管理委員会 電話:06-6944-9118、FAX:06-6944-3548

(2) 身体障がい者補助犬

内容	身体障がい者の日常生活を支援する身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)に関する相談に応じるとともに、身体障がい者補助犬の貸与を行っています。 また、補助犬の使用者や受け入れ側施設からのトラブルに対する相談に応じるとともに、関係機関と連携し必要な助言・指導等を行います。
窓口	大阪府障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ 電話:06-6944-9176、FAX:06-6942-7215

(3) リフト付き又はスロープ付き福祉タクシー

大阪福祉タクシー運営連絡協議会会員のタクシー会社や運輸局の許可を得て運行している介護タクシー事業者では、車いすやストレッチャー(寝台)のまま乗り降りできるリフト付福祉タクシーを運行しています。

定員	大型の車両の場合は、車いす2台(2名)と介護者等の同乗者4名までの計6名です。 ストレッチャーの場合は、1台(1名)と介護者等の同乗者4名までの計5名です。 乗車定員の少ない小型車両を運行している事業者もあります。
利用料金	大型・中型・小型などの車両の種類、「距離制運賃」か「時間制運賃」かなど、各事業者によって違います。 ※高齢者及び重度障害者が福祉タクシー等の利用した場合の運賃の助成については、44ページをご参照ください。
窓口	大阪福祉タクシー総合配車センター 電話:06-6268-2945、FAX:06-6268-2946

(4) 駐車禁止除外指定車標章の交付

内 容	対象者が使用する車両及び、対象者を介護するために使用する車両については、駐車禁止除外指定車標章の交付を受け掲示することにより、公安委員会が道路標識等で駐車を禁止した場所に一時的に駐車することができます。 ※大阪府道路交通規則の一部改正に伴い、平成19年8月から、車両ごとに交付する方法から、障がい者等本人に交付する方法に改められ、福祉タクシー等に乗車する場合にも使用することができるようになりました。また、患者輸送及び車いす移動専用車として登録されているものなどが交付対象として新たに追加されました。
対 象 者	①身体障がい者 身障手帳おおむね1級～3級。障がいの種類により一部4級も対象。 ②知的障がい者 重度(療育手帳A) ③精神障がい者 精神保健福祉手帳(1級) ④色素性乾皮症患者 等級指定なし ⑤戦傷病者 等級指定なし
窓 口	住所地为管轄する警察署または、大阪府警察本部駐車対策課 守口警察署 道路使用係 電話:06-6994-1234 大阪府警察本部 駐車対策課 電話:06-6943-1234

(5) 大阪府障がい者等用駐車区画利用制度

内 容	障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付する制度
応募区分	①車いすを使用する方 身体障がい者(肢体不自由等)・要介護高齢者・けが人 など ②移動に配慮が必要な方 障がい者(知的障がい・精神障がい等)・難病患者・妊産婦 など ※それぞれに必要書類あり
窓 口	大阪府障がい福祉室 障がい福祉企画課 電話:06-6944-2362、FAX:06-6942-7215

(6) 府営福祉住宅

内 容	住宅に困っている障がい者世帯等のために、府営住宅の募集を行っています。 車いすを常用している身体障がい者(児)が生活しやすいようにした「車いす常用者世帯向け住宅」もあります。
応募区分	申込者又は同居しようとする親族が次のいずれかにあてはまる世帯 ①身体障がい者世帯:身体障がい者手帳の所持者 ②知的障がい者世帯:療育手帳の所持者または、子ども家庭センターまたは、大阪府障がい者自立相談支援センター長により知的障がいと判定された人 ③精神障がい者世帯:精神障がい者保健福祉手帳の所持者又は同程度の障がいを有すると精神保健指定医等に診断された人
窓 口	大阪府住宅経営室 経営管理課 電話:06-6210-9752・9753、FAX:06-6210-9750 アーバンサービス 守口寝屋川門真管理事務所 電話:072-821-0970